

令和4年度 八代第二中学校 部活動運営について

1 目的

- (1) 部活動は、学校教育の重要な場であり、学校教育の一環として計画の中に位置づけ、全校職員の共通理解と実践活動により、十分指導を行っていく。
- (2) 部活動は、学校教育の一環として生徒の健康な心身の発達を図るとともに、責任・協力・寛容・明朗などの望ましい態度の育成を目指して行う。
- (3) 部活動の実践を通して、文化・体育に親しむ習慣を育てるとともに、健康・安全に常に留意させ、また、人間的な心の触れ合いで豊かな人間性をもつ生徒を育てる。
- (4) 部活動を通して、自ら運動に親しみ、体力を高めるとともに、個性の伸長と好ましい人間関係や社会性の育成を目指す。

2 指導方針

指導にあたっては、校長を中心に体育主任・部担当教師・コーチ・学級担任・その他全職員が連絡を密にし相互の協力体制を整え、活動の実態を十分に掌握し、さらに保護者とも密接な連絡を保ち活動する。指導を学校職員以外に求める場合、特に人格や見識などに配慮して学校長の責任において委嘱し、指導協力を仰ぐ。

なお、「はばたけ、八代っ子」～中学校部活動の指針～（平成30年8月改訂）に沿った部活動運営を行う。

3 入部の方法

- (1) 入部については、本人の目的・能力・体力・性格・素質などをよく熟考して保護者の了解のもと入部する。
- (2) 入部願い・保護者承諾書・同意書（美術部以外）を提出する。同時に本部費（各部への還元金も含む）を納入しなければならない。

4 退部の方法

退部については、熟考の上、保護者と相談し、理由を明確にし、指導者・担任に連絡し、退部届けを提出し、許可を得る。

退部する場合、納入した部活動費は返却しない。

5 転部の方法

転部については、退部同様、理由を明確にし、新旧指導者の承諾を得て、担任に連絡して、退部届けを提出し、改めて転部する部に入部届けを提出する。転部する場合の部費の扱いは、転部した時期などから考慮し、関係する部活間で話し合って決める。

6 部の廃止

必要に応じて職員会議を開き、協議の上学校長が決定する。

7 部活動指導者名 【 】は外部指導者

野球	坂口・田口	卓球 男女	井上・宮木【松村】
サッカー	山中・高塚・【弓削】	柔 道	東・久保
陸上競技	高倉・谷本	剣 道	一川・【藤田】
ソフトテニス 男	金子	合 唱	下川
ソフトテニス 女	笹尾・前田【迎田】	美 術	松本
バスケットボール 男	豊田・松岡・【靱田】	社会体育（水泳）	柴原・【門坂】
バスケットボール 女	下尾・林・【松下】		
バドミントン 男・女	日野本・鈴嶋【上村】		
バレーボール 女	中満・竹本		

8 活動及び時間

- (1) 中学生として学校生活全体の中での活動であることを考慮し、種目によって多少の差は考えられるが、次の時間を原則とする。（早く終わってもよい）

3月～ 9月・・・19時完全下校

10月～ 2月・・・18時30分完全下校 ※完全下校するまで下校指導を行う

なお、練習時間の延長をする場合は学校長の許可を得て、保護者了承のもと行う。

- (2) 目標のない無計画な練習では、効果は上がりにくいので、内容を十分研究した練習を行い、とくに節度ある統制のとれた練習を工夫する。
- (3) 中体連種目の陸上競技大会・駅伝大会については、全校生徒から選考するために、練習期間中はこれらの活動を優先させ、各部とも積極的に協力する。
- (4) 週休養日は、平日1日以上、週末(土曜日及び日曜日)1日以上の合計2日以上とする。第1日曜日は完全休養日とする。平日の練習時間は2時間程度、休日は3時間程度とする。**
- (5) 練習試合(練習会)は、生徒の発育状況からみて月3回以内とする。運動競技会への参加について、中体連主催(年1回)及び共催大会(年2回)以外の大会出場目安を、年間10大会以内とする。**
- (6) 体育館及び校舎内の使用割り振りは次の通りとする。
- ① 体育館使用について
 - ・別紙参照(利用計画等は体育館部活動を中心に学期ごとに作成する)
 - ② 校舎内の使用について(雨天時)
 - ・体育館使用は平常通り。
 - ・陸上(教室棟1階)
 - ・野球(教室棟2階)
 - ・サッカー(教室棟3階)
 - ・テニス(教室棟4階)
- } 1～2時間程度
- ③ 運動場使用の部は上記の練習場所を使用することを原則とするが、校舎の廊下などを指導者の指導のもと、使用することができる。校舎を利用した部は、責任を持って戸締まりや整理整頓を行う。走る方向は、一方通行。
- ④ 学期末・学年始めの休業中の練習や特別な場合は、部担当者と協議して決定する。
- (7) 定期考査(期末)期間中の練習について
- ① 期末テスト期間中は、テスト期間に応じて2～3日前から原則として練習をしない。(朝練習を含む)
ただし、最終日のテスト終了後の練習は認める。
 - ② テスト期間中や翌週の日曜日に公式試合が計画されている場合は、テスト期間中であっても最大90分の練習を認める。(準備時間から校外へ出るまでの時間を含め90分)
- (8) 朝練習を行う場合は、指導者のもと7時15分～7時45分の間で行う。
- (9) その他予測されない問題が生じた場合は、その都度職員会議で協議し、決定する。

9 本部費の納入について

- (1) 体育部及び合唱部は1, 2年生会費15, 000円、3年生は12, 000円を納入する。
- ① 納入は原則として一括納入とするが、都合により分割納入を希望する場合は、次のようにする。
 - ・2回の分割払い希望 —— 4月8, 000円、5月7, 000円
(3年生は4月6, 000円、5月6, 000円)
 - ② 社会体育部・美術部については、本部費は徴収せず、必要経費を別の機会に徴収する。
※途中で退部しても本部費の払い戻しはできません。

10 後援会費について

- (1) 最初に徴収した部費のみでは運営できない部活動については、必要に応じて後援会費を徴収することができる。
- (2) 金額については、指導者と保護者とが協議して決定する。
- (3) 徴収の方法については、各部で保護者と協議した方法で行う。

11 本部費の支出について

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| (1) 各部活動費 | (5) 指導者障害保険加入費(県P連保険) |
| (2) 指導者の用具代(年間謝礼費) | (6) 会計手当 |
| (3) 県・九州・全国大会選手派遣費 | (7) 消耗品・施設整備等 |
| (4) 中学生スポーツ大会(新人戦)負担金 | (8) 対外試合(遠隔地)指導者旅費 |

12 教員外指導者への用具代について

学校側が委嘱したコーチについては、指導に来られる頻度に応じて用具代として、年間最高六万円を限度として本部費から支給する。(学校職員については、四万円を限度とする)